

災害対策基本法とは

災害対策基本法は、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として、昭和 36（1961）年に制定された法律です。

これは、昭和 34（1959）年 9 月、愛知県、三重県及び紀伊半島を中心として全国的に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風を契機に、日本の災害対策に関する一般法として制定されたものです。

防災行政に関する中央政府と地方自治体及び住民の一般的責務を明記したうえで、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策等についての規定が置かれています。

東日本大震災後の災害対策基本法改正

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらすと同時に、これまで十分に想定されていなかった自治体庁舎の被災や広域避難の問題など多くの課題を提起しました。

このため、中央政府は平成 23（2011）年 10 月に中央防災会議の専門部会として「防災対策推進会議」を設置し、今後の防災対策の充実・強化についての検討を開始しました。そして、平成 24（2012）年 3 月 29 日、中央防災会議において「防災対策の充実強化に向けた当面の取組方針」を決定しました。

この「当面の取組方針」に基づき、中央政府では、まず緊急性の高い課題について検討を進め、平成 24（2012）年 5 月 18 日に「災害対策基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。そして、同法案は衆参両院の議決をもって同年 6 月 20 日に成立しました（第 1 弾改正）。

第 1 弾改正後、中央政府では第 1 弾改正で残された法制的な課題について検討を進め、平成 25（2013）年に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。そして、同法案は衆参両院の議決をもって同年 6 月 17 日に成立しました（第 2 弾改正）。

本資料の目的

本資料は、平成 24（2012）年と平成 25（2013）年の二度に分けて改正された災害対策基本法の改正内容について、新旧条文を対照させることにより、その全容を理解することを目的としています。

本資料の見方

- ① 上段が第 1 弾・第 2 弾改正後の災害対策基本法です。
- ② 下段が第 1 弾改正前の災害対策基本法です。
- ③ 第 1 弾改正部分は単線で示してあります。
- ④ 第 2 弾改正は複線で示してあります。
- ⑤ 改正後に削除された条文は、（削除）で示してあります。
- ⑥ 改正後に新設された条文は、（新設）で示してあります。

例)

第 3 条 ○ ○ ○	（削除）	第 2 条 ○ × ○	第 1 条 ○ △ ○	改正後	①
（新設）	第 3 条 ○ ○ ○	④ 第 2 条 ○ ○ ○	③ 第 1 条 ○ ○ ○	改正前	②